二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百六十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条及び関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日　厚生労働大臣　武見　敬三

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条から第五十条までを削る。

（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条から第二十四条までを削る。

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第三条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十一条までを削る。

（未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第五条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを削る。

（戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正）

第六条　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条の見出しを「手帳の返還」に改め、同条中「届出義務者は」の下に「、速やかに」を加え、「その旨を届け出なければ」を「、戦傷病者手帳を返還しなければ」に改める。

第十九条から第二十二条までを削る。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第七条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第八条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条から第七条までを削る。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十七条までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。